

南池袋二丁目C地区 組合ニュース

第31号
2024年3月27日発行

発行・編集：
南池袋二丁目C地区
市街地再開発組合

令和5年度第2回臨時総会を開催しました

令和6年3月22日（金）19時より、組合事務所7階会議室にて「令和5年度第2回臨時総会」を開催いたしました。

当日は、ご出席の皆様と、事前にご提出いただいた議決権行使書の賛成票とあわせて、議案は原案通り可決されました。

お忙しい中、総会にご出席いただきました皆様、また、リモートでご参加いただきました皆様、誠にありがとうございました。

●当日承認された議案

- 第1号議案 令和6年度事業計画（案）について
- 第2号議案 令和6年度事業収支予算（案）について
- 第3号議案 権利変換計画の変更について



都市計画法第16条説明会（豊島区主催の都市計画変更説明会）が開催されます。

4月4日（木）に、「再開発等促進区を定める地区計画」の都市計画変更に係る都市計画法第16条説明会（豊島区が主催の説明会）が開催されます。今回の都市計画変更は、南北街区をつなぐ歩行者連絡デッキ（2階部分）の通路幅員や庇幅の拡幅等を行うために実施するものです。

●日時・場所

日時：令和6年4月4日（木）18時から
場所：豊島区役所 8階807・808会議室
対象：地区計画内の土地建物所有者及び利害関係人

●説明内容

・南池袋二丁目C地区地区計画の変更原案について

都市計画法16条とは

（公聴会の開催等）

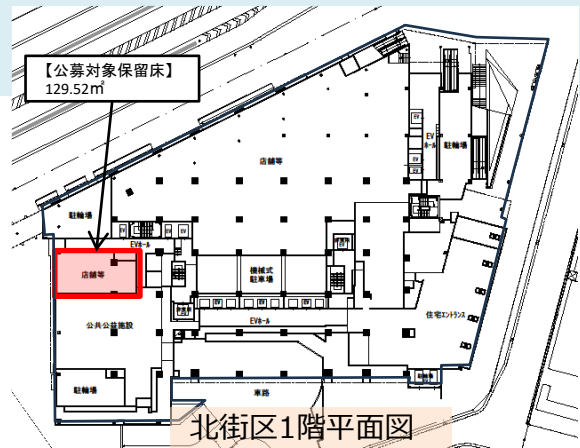
第16条（抜粋）都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。

4月下旬よりサンプルルームを開設します

キッチンの標準仕様の確認及び、扉・壁・フローリング等の色を選んでいただくための「サンプルルーム」を事務局の10階に4月下旬（予定）に開設いたします。準備ができましたらご案内いたしますので、今しばらくお待ちください。

保留床の取得者を再募集します

昨年公募をしました組合の保留床2区画のうち、102区画について、都市再開発法第108条に基づき、公募により再募集いたします。なお、4月中旬頃から公募内容を記載した「公告」を組合のホームページに掲載します。また、事務局の玄関へも掲示をする予定です。



エリアマネジメントの検討を開始します

エリアマネジメントを検討する専門コンサルタントとして「株式会社PIAZZA」を選定いたしました。今後は「株式会社PIAZZA」を中心に竣工後のエリアマネジメントの検討を本格的に開始いたします。

※エリアマネジメントとは、地域の良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・地権者等による主体的な取り組みのことをいいます。当地区では、エリアマネジメントの実施について豊島区と基本協定を締結し、活動内容の協議を進めてきました。

2024年3月 2025年3月 2026年3月 4月 2027年2月

方針検討期

活動準備期

先行活動期

本格開始

エリアマネジメント発注①

エリアマネジメント発注②

エリアマネジメント発注③

北街区竣工

エリアマネジメント開始

南街区竣工

エリアマネジメント本格的に開始

住民移行

エリアマネジメントの検討スケジュール案

工事進捗状況について

3月末時点では、北街区は地下躯体工事を、南街区は掘削（根切）工事、低層部の地下躯体工事を主に実施しています。両街区とも予定の工程通り順調に進捗しています。

また東池袋駅と接続する地下通路工事は、山留工事を施工中です。



3月22日撮影

事業に係る心配事、ご意見等ございましたら、いつでも事務局までご相談ください。月曜～金曜 10時から16時まで開局しております。(土日祝休)

【組合HPも是非ご覧ください】

[URL]<http://minamiike-c.wixsite.com/main>



～本ニュース・活動に関するご質問・ご意見等ございましたら下記までお問合せください～

[南池袋二丁目C地区市街地再開発組合事務局]

事務所TEL : 03-5396-7730 / mail : minamiike-c@tokyo.email.ne.jp

